

[事案 2022-299] 新契約無効請求

・令和6年1月29日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 4年間保険料を支払って解約すれば掛け金が戻るという誤った説明を受けたため、満期になった養老保険の継続だと誤解していた。
- (2) 契約前に、4年間保険料を支払った場合の解約返戻金、養老保険と終身保険の違い、払込期間の保険料総額が1320万円であること、月々10万円以上の保険料がかかること、の説明がなかった上、他社保険の加入状況についての確認もなかった。
- (3) とにかく時間がないので早く契約してほしい、4年間支払って解約すればよいとのみ繰り返された。
- (4) 契約内容の詳細説明は、平成30年10月の1回だけであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、4年後に解約した場合に払込保険料が戻ってくると説明したことはない。募集人が説明した設計書の記載でも、経過年数4年の解約返戻金は払込保険料額を下回っている。解約返戻金は多くの場合は払込保険料合計額を下回ることについて、意向確認書で申立人は「はい」にチェックしている。契約後に送付された保険証券等からも、経過年数4年で解約した場合に払込保険料が戻ってくることは容易に認識可能である。
- (2) 設計書で本契約を養老保険と誤認する余地はなく、申込書や保険証券には終身保険であることが明記されている。また、平成30年12月のコールセンターからの電話の際にも終身保険であることを伝えられているにもかかわらず、特段の異議申出はなかった。
- (3) 払込保険料総額は設計書の記載から明らかであり、募集人はこれを説明した。第1回保険料総額は申込書と保険料口座振替の案内に記載があり、上記(2)のコールセンターからの架電でも説明されている。
- (4) 募集人は申立人宅へ3回訪問しており、加入を急かすことなく時間をかけて募集した。
- (5) 申立人は熟慮検討の上で本契約に加入しているので、他社保険の加入状況につき確認がなかったという点に問題があるという指摘は当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。